

# 確定申告? or ワンストップ?

どちらの申請が当てはまるかチェック!

## START!

ふるさと納税以外に、確定申告をする必要がありますか？

はい

### 確定申告が必要です

寄附後、翌年の2/16~3/15まで  
に必要書類を税務署へ提出する

(必要書類)

- ・寄附金受領証明書  
(寄附後 2週間~1ヶ月で登録住所に届きます)
- ・源泉徴収票 本人確認書類
- ・確定申告書 ④還付金を受け取る口座番号



郵送もしくは  
e-Tax(国税電子申告)で申請

いいえ

1年間の寄附先が5自治体以内ですか？

はい

### ワンストップ特例制度 をご利用できます

寄附後、翌年の1/10必着で  
必要書類を寄附先の自治体へ提出する

(必要書類)

- ・寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
(寄附後 2週間~1ヶ月で登録住所に届きます)
- ・本人確認書類



郵送もしくはオンライン<sup>※</sup>で申請

※オンライン申請に対応している自治体に限ります。

寄附先の自治体



### 所得税の還付

確定申告後のおよそ1~2ヶ月後



### 住民税の控除

翌年の6月から翌々年の5月

(住んでいる自治体)



### 住民税の控除

翌年の6月から翌々年の5月

(住んでいる自治体)

#### 確定申告とは

確定申告とは、1年間(1月1日~12月31日)の所得を基に、支払うべき所得税の最終金額を計算し、国に報告・精算する手続きのことです。この手続きでふるさと納税の寄附を申告することで、所得税の還付や住民税の控除を受けることができます。

#### ワンストップ特例制度とは

ワンストップ特例制度とは、確定申告をする必要のない給与所得者などが、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みのことです。この手続きでふるさと納税の寄附を申請することで、住民税の控除を受けることができます。